

第2むくのき 重要事項説明書 R06.11.01 版

あなたに対する就労継続支援（B型）サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	特定非営利活動法人 プラス・ワン
所 在 地	岐阜県美濃加茂市森山町4丁目11番10号
電 話 番 号	0574-42-9171
代表者氏名	理事長 工藤 正弘
設 立 年 月	平成23年3月11日

2. 利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援（B型）事業所 令和5年6月1日指定
事業所の名称 （事業所番号）	第2むくのき （2111200404）
事業所の所在地	岐阜県美濃加茂市川合町4丁目4番17号
連 絡 先	電 話 番 号 0574-24-0070 F A X 番 号 0574-24-0071 E - mail
管 理 者	工藤 正弘
サービス管理責任者	北川 智恵美
サービスの実施地域	美濃加茂市、可児市、関市、多治見市、土岐市、各務原市、 可児郡、加茂郡
主たる対象者	特に主たる障害は特定していません。
定 員	20名
開設年月日	令和5年6月1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな就労継続支援（B型）のサービスの提供をします。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建物	構 造	鉄骨 ALC 壁造 折半屋根 二階建
	敷地面積	494.64 m ²
	延べ床面積	590.87 m ² の内の187.34 m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
訓練・作業室	1室	99.68㎡
多目的室	1室	31.14㎡
事務所	1室	16.05㎡
相談室	1室	13.57㎡
更衣室	2室	男子更衣室8.00㎡、女子更衣室7.50㎡
トイレ	2室	洋式シャワートイレ2個、小便器1個、 1室は身体障害者対応可能

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	
サービス管理責任者	1	1				1	
職業指導員	1		1			1	
	1	1				1	
生活支援員	1	1				1	
	1			1		0.5	

※常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 37.5 時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
職業指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）

(イ) 営業日と営業時間

営 業 日 月曜日～土曜日

※事業所カレンダーによる。GW、夏季、年末年始休暇あり。

営 業 時 間 8：00～17：00

サービス提供時間 9：00～16：00

※行事および作業等の都合により変更する場合があります。

具体的には、「利用者カレンダー」をご確認下さい。

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 <例> ① 自動車部品の計量、袋詰め ② 生餃子の製造 ③ 軽作業（箱折り、シール貼り） ④ 施設外作業、施設外支援、施設外就労 <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃等として、別に定める工賃規定に則り生産活動に従事した利用者に支払います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習、求職活動、職場定着の為の相談・助言を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は必要に応じて居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	歯科検診の実施、その他日常の健康管理、投薬等についての助言、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費等	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 (例) 材料・生活用品、保健衛生、教養娯楽 等	実費
昼食弁当代	昼食弁当を注文された場合にご負担をいただきます。 費用は、美濃加茂福祉事業協同組合 かもミール 上弁当の価格によります。	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者および家族等が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	実費

各種行事	行事参加のための必要経費（参加費、交通費、利用料、飲食代 等） Ex.親睦旅行、慰労会、スポーツ大会 等	実費
送迎サービス	自力通所が困難な場合で、送迎可能な地域・場所について、希望により送迎を行います。	当面無料
その他	・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他	当面無料 当面無料 当面無料

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

① 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）をする場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の前日までに申出がない場合は、予定していたプログラムに必要な用品の実費相当額をキャンセル料として頂く場合があります。

(4) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（3）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 当事業所窓口での現金支払い

② 下記指定口座への振込み

東濃信用金庫 美濃加茂支店 普通預金 947694

特定非営利活動法人 プラス・ワン 理事 工藤 正弘(くどう まさひろ)

(「プラス・ワン」だけで入金ができます)

③ 他金融機関口座からの上記口座への口座振替

② 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9：00～16：00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

③ 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに協力医療機関、各利用者のかかり付け医、緊急連絡先等への連絡等を行います。

④ 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・受付担当者 北川 智恵美 ・解決責任者 工藤 正弘 ・ご利用時間 9:00 ~ 16:00 ・電話番号 0574-24-0070 ・FAX番号 0574-24-0071
第3者委員	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 井戸 芳子 ・住所 岐阜県美濃加茂市 ・電話番号 0574-26-0408
岐阜県 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館6階 ・電話番号 058-278-5136 ・FAX番号 058-278-5137

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 北川 智恵美 ・ご利用時間 9:00 ~ 16:00 ・電話番号 0574-24-0070 ・FAX番号 0574-24-0071
------------------	---

⑤ 人権擁護及び虐待防止のための措置

(1) 人権擁護および虐待防止

利用者の支援や援助、介助にあたる職員は、利用者に対し身体的または精神的虐待を行わないだけでなく、積極的に人権を擁護します。

(2) 身体拘束

当事業所は、利用者の身体拘束を行いません。万一利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護するため、緊急やむをえないことがあると予想される場合、家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けたときのみ行います。

(3) 個人情報保護

当事業所および職員は、利用者に対するサービスの提供にあたり、知り得た利用者に関する各種情報を外部に洩らしません。また他の事業者等に対して情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得ます。

事業所は、その従業員が退職後、在職中に知りえた利用者に関する情報を洩らすことの無いよう、必要な措置を講じます。

⑥ 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 録三会 太田病院		
理事長名	佐々木 裕茂		
所在地	岐阜県美濃加茂市太田町2855-1		
電話番号	0574-26-1251		
診療科	内科、外科、整形外科	入院設備	有り

上記の他、各専門医に協力を依頼します。

⑦ 非常災害時の対策

非常時の対応	・別に定める消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別に定める消防計画書に則り、年1回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 無 ・室内防火栓 無 ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・スプリンクラー 無 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄 食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯等
消防計画	作成日 : 令和5年6月1日 消防署への届出 : 必要なし 防火管理者 : 山本 善之
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名 : あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 加入保険内容 : 介護保険・社会福祉事業者総合保険

⑧ 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全室禁煙です。 喫煙は玄関前の喫煙スペースを利用いただいています。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。※鍵付きロッカーあり。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

⑨ 重要事項の説明確認

指定障害福祉サービス事業所に関するサービス（就労継続支援B型事業）の提供及び利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

障害福祉サービス事業所名 第2むくのき

説明者職名：サービス管理責任者 氏名 北川 智恵美 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設に関するサービス（就労継続支援B型事業）の提供及び利用に同意しました。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<法定代理人（身元引受人）>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____